

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス桜井大福店

所在地 桜井市大字大福一二六〇番ほか

二 述べられた意見の概要

橿原市

1 建設管理課

市道路及び法定外公共物を占用及び掘削等する場合は、建設管理課と協議後に申請をし、許可を得てから工事着工すること。

2 文化財課

当計画地は、大藤原京跡（左京北五条五坊）、坪井・大福遺跡及び中ツ道に該当するため、桜井市教育委員会文化財課と遺跡保存に係る協議を行うこと。

3 社会教育課

奈良県青少年健全育成条例を遵守すること。

4 環境保全課

事業者は、大気汚染、汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

また、事業者は、工事を実施する際、公害が及ぼすと思われる付近住民に対し、事前説明を行うとともに、公害が発生した場合は誠意をもって対応すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から同年三月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで